

令和5年度の個別面談で 指摘・指導が多かった事項

認可外保育施設
(居宅訪問型保育事業(個人))

1 利用者に対する契約内容の書面等による交付について※別紙作成例参照

▶ 以下の全ての項目について、利用者に書面等による交付が義務付けられている。

a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

※住所又は所在地の省略不可

b 当該サービスの提供につき利用者が
支払うべき額に関する事項

c 事業所の名称及び所在地

d 事業所の管理者の氏名

e 当該利用者に対し提供するサービスの内容

- f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、
保険事故及び保険金額
- g（提携している場合は）提携する医療機関の名称、
所在地及び提携内容
- h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名
及び連絡先

2 利用者へのサービスに関する内容の提示について※別紙作成例参照

▶ 以下の全ての項目について、提示が義務付けられている。

- a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名
- b 事業所の名称及び所在地※所在地の省略不可
- c 事業を開始した年月日※京都市に提出した設置届記載の年月日とすること
- d 保育提供可能時間
- e 提供するサービスの内容及び利用者が支払うべき額に関する事項並びに変更が生じた場合はその内容及び理由
- f 利用定員※保護者の同意を得て兄弟姉妹を預かる場合を除き、複数の乳幼児を同一時間帯に預かることは不可。
- g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況

h 設置者の研修の受講状況

※ここでいう研修とは、都道府県知事等が行う保育従事者の資格要件に関する研修（子育て支援員、認定ベビーシッターなど）のことを指すことから、保育士や看護師といった有資格者の場合は記載不要。

i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、 保険事故及び保険金額

j（提携している場合は）提携している医療機関の名称、 所在地及び提携内容

k 緊急時等における対応方法

l 非常災害対策

m 虐待防止のための措置に関する事項

n 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は 施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある 場合には、当該命令の内容を含む。）

※「２ 利用者へのサービスに関する内容の提示」項目は、契約した方だけが閲覧できるマッチングサイト上の個人プロフィール欄等に掲載、又は書面を作成し、利用者に提示すること。

（項目によっては、サイト上に掲載されていることを案内する等しても構わない。）

※「１ 利用者に対する契約内容の書面等による交付」と「２ 利用者へのサービスに関する内容の提示」については、重複する内容も多いため、双方の内容を漏れなく記載した書面を作成し、利用者に交付しても構わない。

3 利用乳幼児の書類の整備

▶ 利用乳幼児に関して、以下の項目を書類として整備しておく必要がある。

- ・ 利用乳幼児の氏名及び生年月日 (○歳○ヶ月では不可)
- ・ 利用乳幼児の健康状態
- ・ 保護者の氏名及び連絡先
- ・ 利用記録
- ・ 契約内容等

※ マッチングサイトによっては、これらの内容をサイト上で管理している場合もあるが、個人として責任を持って記録（利用前の聞き取りシートの活用等）をし、保存すること。
なお、保存期間は利用が終わってから5年を目安とすること。

4 火災や地震など災害発生時の対処方法

- ▶ 火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施しなければならない。
- ▶ 以下の4点を事前に確認しておくこと。
 - ①利用者宅地域の避難所及び避難経路
 - ②利用者宅（マンション等）に消火器等の消火用具が設置されている場合はその場所
 - ③利用者宅地域が水害・土砂災害警戒区域に該当するか
 - ④消火器等の消火用具の使用方法を把握しているか

5 救命救急講習の受講について

- ▶ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しなければならない。

受講した場合は、受講したことが分かるものを必ず保管すること。（例：受講証明証、研修記録等）

救命救急講習実施先：各区消防署、市民防災センター等

- ※ 有効期限内の実技講習修了証の所持が必要。
（有効期限がない場合、1年に1回の受講が必要。
なお、有効期限が1年を超える場合であっても、
1年に1回は実技講習を受けることが望ましい。）

6 ベビーシッター自身の定期健康診断について

- ▶ 定期健康診断は、1年以内ごとに1回以上受診すること。

7 利用乳幼児のかかりつけ医の把握について

- ▶ 利用乳幼児のかかりつけ医及びその連絡先を確認し、把握しておくこと。

8 保育従事者の質の向上を図るための研修について

- ▶ 保育に従事する者に対して、都道府県知事等（京都市主催を含む）が実施している研修等に参加する等、保育所保育指針を理解する機会を設けなければならない。
- ▶ なお、保育に従事する前に研修を受講することが望ましい。

※具体的に、研修とは児童の処遇に係る研修を指す。都道府県知事等が行う保育従事者の資格要件に関する研修（子育て支援員、認定ベビーシッターなど）とは異なるので注意。

9 アレルギー対応について

- ▶ アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。
- ▶ 保護者が作ったものを食べさせる場合であっても、アレルギーの有無や内容について、保護者に確認することが必要。なお、重度のアレルギーの場合は、医師の指示書の確認まで行うこと。

参考 令和6年度からの主な注意事項

- ▶ 「認可外保育施設への指導監督に対するQ & A集」
(Q A 5 7 参照)

→調乳は「調理に携わる」に含まれるものと考えられるため、調乳を行う職員は概ね月1回検便を実施すること。

国の調査結果:基準適合の割合が低い項目

- ▶ 安全計画の策定
- ▶ 救命講習の受講等
- ▶ 保育に関する研修の受講
- ▶ サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付
- ▶ 職員の健康診断
- ▶ 有資格者の数